

乗務員教育記録簿用紙

西北交通株式会社

乗務員への指導・監督の記録

実施月日	令和6年12月17日
時間	10時30分～12時00分
場所	北上本店営業所
	非公開

検印 非公開

営業所名 北上本店営業所 矢巾営業所

【一般的な指導事項】

- ① 事業用自動車を運転する心構え
- ② 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ③ 事業用自動車の構造上の特性
- ④ 乗車中（運行中）の旅客の安全を確保（シートベルトの着用等）するために留意すべき事項
- ⑤ 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
- ⑥ 主として運行する経路若しくは、経路又は営業区域における道路及び交通の状況
- ⑦ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ⑧ 運転者の運転適性に応じた安全運転の指導
- ⑨ 交通事故に関わる運転者の生理的（睡眠不足等）及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
- ⑩ 健康管理の重要性
- ⑪ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
- ⑫ ヒヤリハット体験の報告や運転にかかる苦情の申し出、又は事故が発生した場合には当該運転者に対してドライブレコーダーにより必要な指導を行う
- ⑬⑭ のドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリハット体験を共有する
- ⑭ 非常信号用具、非常口、消火器の取り扱いの指導

※ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法

1 交通事故の生理的・心理的要因

- ① 過労状態 ② 睡眠不足 ③ 飲酒運転 ④ かぜ薬等の服用 ⑤ 運転技能への過信
- ⑥ あせる気持ち ⑦ 興奮状態

2 過労運転防止のための留意点

指 (1) 労働時間についての規定

過労運転を防止する目的に、厚生労働省では、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準）」及び国土交通省では、「旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」で拘束時間、休息期間等労働時間について規定されていることを認識しましょう。

導 (2) 運行中の留意点

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に規定されている拘束時間・休息期間を遵守し、過労とならない運転を心がけさせましょう。早めの休憩をとり、休憩時には身体を動かすことが大切であることを認識しましょう。

教育 (3) 日常生活での留意点

日常生活も運転への影響があります。健康管理を怠らないだけでなく、疲労や悩みを運行に持ち込まないことが必要であること、良い睡眠をとることは事故防止に不可欠であることを認識させましょう。以下のような心がけを習慣化することが、過労運転防止に繋がります。

- 十分な睡眠をとる（6～7時間の連続した睡眠）
- 日頃から身体を動かし、健康を保ちましょう
- ストレスなどをためないようにしましょう
- 定期的に健康診断を受診しましょう

3 飲酒や薬物の影響による危険 運転防止のための留意点

(1) 飲酒運転に対する罰則

裏面へ

指 導 ・ 教 育 の 内 容	<p>道路交通法では、酒酔い運転又は酒気帯び運転に対する罰則を規定しています。未だなくならない飲酒運転に対し、平成19年には罰則の強化とともに、酒類提供者や同乗者への罰則が設けられていることを理解させましょう。</p> <p>○酒酔い運転は免許取消</p> <p>○酒酔い運転で人身事故を引き起こした場合は「危険運転致死傷罪」となる</p>
	<p>(2)飲酒運転防止のための留意点</p> <p>体内に入ったアルコールはすぐには消えません。乗務予定を正確に把握し、乗務前日からは飲酒、酒量を控えることが必要なことを認識させましょう。また、多量飲酒の傾向がある運転者に対しては、アルコール依存症の危険性についても認識させましょう。</p>
	<p>(3)覚せい剤等の使用禁止の徹底</p> <p>いかなる場合でも、覚せい剤や大麻、向精神薬、危険ドラッグ等の使用は禁止されています。覚せい剤等の薬物の使用は意識障害による重大な交通事故につながるのみならず、幻覚・妄想により凶悪な犯罪を引き起こし、本人だけでなく、周囲の人や社会にも、取り返しのつかない被害を生じさせる危険性があります。</p>
	<p>平成26年に施行された自動車運転死傷行為処罰法では、薬物等の影響により正常な運転が困難な状態や、正常な運転に支障が生じるおそれのある状態下での死傷事故に対し、厳しい罰則が設けられていることを指導し、使用禁止を徹底させましょう。</p>
	<p>4 ヒューマンエラーを防ぐために</p>
	<p>(1)道路交通法の禁止事項（携帯電話等の使用規制）</p> <p>道路交通法第71条「運転者の遵守事項」には14の事項が記載されています。また、各都道府県が定める規則等により追加で禁止されている事項等がありますので確認しましょう。</p>
	<p>(2)あせり、イライラ、疲れ時の運転</p> <p>運行管理者は、道路状況や仕事量が適切かどうかなどを判断し、余裕を持った運行計画を立てましょう。</p>
	<p>(3)運転席周辺環境整備</p> <p>車外の脇見運転だけでなく、運転中に車内のものを注視することや、車内に置いたものが運転者の視界や操作の妨げとなることがあり、事故の要因となることがあります。運転席周辺は常に整理整頓し、運転に集中できる環境を整備しましょう。</p>
	<p>※ 12月の重点管理（酒気帯び確認実施状況を確認よう）</p>
	<p>【飲酒運転の防止】 飲んだら乗るな 乗るなら飲むな 飲ませるな</p>
	<p>● 酒気帯び確認の徹底</p> <p>運転前後のアルコール検知器を用いた酒気帯び確認を徹底する。少しでも酒気が検出された運転者は運転業務に就かせないこと。</p>
	<p>● 出勤前にも酒気帯び確認を</p> <p>マイカー通勤で飲酒運転とならないために、従業員にアルコール検知器を携帯させて出勤前に酒気帯び確認させる。</p>
	<p>● 飲酒運転の罰則を周知しておこう</p> <p>飲酒運転は悪質な犯罪行為であり、非常に重い罰則が科されている。飲酒運転の危険性、罰則の重さを周知しておく。</p>